

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の一部改正について

1 条例改正の理由

政務活動費に係る会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しを閲覧に供することにするほか、所要の改正を行う。

2 条例改正の内容

「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例新旧対照表」
のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日

ただし、改正後の第16条の規定は、平成27年3月31日以前に交付された政務活動費に係る会計帳簿等の写しについては適用しない。

新旧対照表

○神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例

新	旧
<p>第1条～第11条 (略) (証拠書類等の整備及び保存)</p>	<p>第1条～第11条 (略) (証拠書類等の整備及び保存)</p>
<p>第12条 (略) 2 会派及び議員(当該会派が議員の任期満了又は議会の解散により消滅した場合におけるこれと実質的に同一視される一般選挙後に結成された会派及び議員であった者を含む。)は、前項に規定する会計帳簿及び証拠書類等(以下「<u>会計帳簿等</u>」という。)を次条に規定する収入及び支出の報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 (収支報告書等)</p>	<p>第12条 (略) 2 会派及び議員(当該会派が議員の任期満了又は議会の解散により消滅した場合におけるこれと実質的に同一視される一般選挙後に結成された会派及び議員であった者を含む。)は、前項に規定する会計帳簿及び証拠書類等を次条に規定する収入及び支出の報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 (収支報告書等)</p>
<p>第13条 会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額、残額その他規程で定める事項を記載した収入及び支出の報告書並びに<u>会計帳簿等の写し</u>(以下「収支報告書等」という。)を翌年度の4月30日までに議長に提出するものとする。</p>	<p>第13条 会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額、残額その他規程で定める事項を記載した収入及び支出の報告書(以下「<u>収支報告書</u>」という。)並びに<u>当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る証拠書類等の写し</u>(以下「収支報告書等」という。)を翌年度の4月30日までに議長に提出するものとする。</p>
<p>2・3 (略) 第14条・第15条 (略) (収支報告書等の閲覧)</p>	<p>2・3 (略) 第14条・第15条 (略) (収支報告書の閲覧)</p>
<p>第16条 議長は、前条の規定により保存されている<u>収支報告書等の閲覧の請求があったときは、神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)第5条から第7条までの規定の例により非公開とされる情報を除き、これを閲覧させなければならない。</u></p>	<p>第16条 議長は、前条の規定により保存されている<u>収支報告書の閲覧の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。</u></p>
<p>第17条～第20条 (略)</p>	<p>第17条～第20条 (略)</p>

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年神奈川県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「証拠書類等」の次に「（以下「会計帳簿等」という。）」を加える。

第13条第1項中「（以下「収支報告書」という。）」を削り、「当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る証拠書類等」を「会計帳簿等」に改める。

第16条の見出しを「（収支報告書等の閲覧）」に改め、同条中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、「ときは」の次に「、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条から第7条までの規定の例により非公開とされる情報を除き」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第16条の規定は、平成27年3月31日以前に交付された政務活動費に係るこの条例による改正後の第12条第2項に規定する会計帳簿等の写しについては適用しない。